

港 湾 運 送 約 款

室 蘭 港 日鋼運輸 株式会社

第 1 条

当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

この約款に定めていない事項は、法令または慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。

当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在をしきりに代える。

事項を事務所に掲示し、且つ、札幌市に於いて発行する北海道新聞に公示してこれに代える。

前項の掲示及び公示をした場合において、掲示及び公示をした日から2週間を経過したときは、通告又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

受託貨物に対する責任は、本船または陸上において当該貨物を受け取った時に始まり。有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終まる。

委託者が船積又は陸揚げを委託しようとするときは次に掲げる事項を記載した船積委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。

当社は、取扱貨物の種類、内容、中古状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。

1、貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積。

2、仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要或るときは積換港名）。

3、荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知。

4、通貨諸掛金支払い方法その他の条件。

5、製作年月日、委託者の氏名又は商号及び住所。

6、運賃諸掛金支払方法その他。

7、B/L作成枚数その他B/Lに関する指示。

8、その他船積又は陸揚げのために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図。

2、正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき決果は、委託者負担とする。

当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。

委託貨物を受取る権限を有する事を証する書類と引換でなければその引渡しをしない。

委託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別を要するものに対するには、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当社は特別の取扱いをしなかつたことよつて生ずる損害については、その責に任じない。

委託貨物を受取る権限を有する事を証する書類と引換でなければその引渡しをしない。

前項の明告がなかつた場合における当該貨物の減失、毀損その他の損害並びに他貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

当社が第1項の明告を受けて受託した貨物であつても他の貨物、船舶財産、又は人畜に危害を及ぼすようになつた場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項規定に準じてこれを処分することができる。

重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当該貨物の減失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。

当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であつても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがある。

この場合に因つて生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡しは、当社所定の荷さばき場において行う。

但し、委託者の求め又は当社の必要に応じてこれを変更することがある。

第 13 条

何れの側からも書面をもつて確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これ

第 12 条

第 11 条

第 10 条

2、

当社は、必要と認めるときは便宜貨物の荷造を補修し、改装することができる。

この場合に因つて生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡しは、当社所定の荷さばき場において行う。

第 13 条

第14条

当社は、次の場合には港湾運送事業の引受を拒否することがある。

- 申込みが本港湾運送約款によらないものであるとき。
- 委託者から特別の負担を求められたとき。
- 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

第15条

当社は、次の場合には、荷受人の費用をもつて貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

- 荷受人を確知し得ないとき。

- 貨物引渡しに関し争いがあるとき。

- 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。

- 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

- 当社は、十分且つ実行し得るべき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第16条

当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

当社は、運送貨立替金その他の費用の支払いを受けない間は、貨物又は、船積書類の引渡し請求に応じないことがある。

この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に任じない。

第17条

当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因つて直接に生じた場合に限る。

当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかつた事を証明したときは、その責に任じない。

第18条

当社は、前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

当社は、次の事由によつて生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害の賠償の責に任じない。

- 委託者の故意又は過失。

2、天災その他不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することができない事故又は検疫その他法律

、命令、規則等の執行。

3、船倉、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、その他これに準ずる事由。

- 貨物の性質又は瑕疵。

5、荷造の不完全、梱包の破損、荷札の不備。

6、本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵。

7、虫害、鼠害、汚損、熱氣、冷氣、湿氣、臭氣、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。

8、自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他との接觸から生ずる事故。

9、荷役中の降雨、悪天又は高波浪。

- 保険に付せられた危険。

第21条

当社の責に帰すべき事由によつて貨物に損害を生じたときは当社は、送状に記載された価額を限度として損害実額を賠償する。

第22条

前項の場合において損害額について争いがある場合は、公平な第三者の鑑定もしくは評価によつてその額を決定する。

第23条

当社の責に帰すべき事由によつて生じた貨物の損害の補償をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。

当社は異議なく貨物を引渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第24条

当社は、委託を受けた港湾運送に対して運輸大臣の認可を受けた運賃及び料金を收受し、收受した運賃及び料金の割戻しはしない。

当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。

第25条

第7条1項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者から不足額を申し受ける。

第7条1項及び第3項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申しうける。委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。

この港湾運送約款は昭和54年4月17日から実施する。

第27条